平　成　30　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第２回定例会　10 月 26 日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

平成 30 年第 2 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

平成30年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

平成30年10月26日（金）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
第６　議案第１号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第２号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）
第８　議案第３号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
第９　議案第４号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
第６　議案第１号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第２号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）
第８　議案第３号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
第９　議案第４号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（12名）

議　長　　阿　部　加代子　君
１　番　　小野寺　　満　君

2　番　高　橋　　浩　君
3　番　千　葉　康　弘　君
4　番　瀬　川　貞　清　君
5　番　明　神　キヨ子　君
6　番　廣　野　富　男　君
7　番　有　住　　修　君
8　番　小野寺　　重　君
9　番　今　野　裕　文　君
10　番　渡　辺　　忠　君
12　番　千　葉　和　美　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（１名）

11　番　千　葉　正　男　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管理者	奥州市長	小沢昌記君
副管理者	金ケ崎町長	髙橋由一君
副管理者	奥州市副市長	及川新太君
事務局長		高橋喜代志君
企画総務課長		及川勝博君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優君
会計管理者	兼水質管理課長	千葉美隆君
消防長		阿部保之君
消防次長	兼消防総務課長	千田光男君
消防次長	兼予防課長	平　裕司君
消防救急課長		小野寺和則君
水沢消防署長		千葉　直君
江刺消防署長		菅野一美君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	菊池　亮君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	後藤秀作君
企画総務課	課長補佐兼主幹心得	松田好正君
企画総務課	課長補佐兼企画総務係長	藤原丈司君
企画総務課	課長補佐兼財政係長	千田俊輔君
施設管理課	長寿命化事業推進室長補佐	岩淵　充君
施設管理課	課長補佐兼管理係長	馬場　隆君

水質管理課	課長補佐兼水質保全係長	廣野克哉君
消防総務課	課長補佐兼人事係長	志和　純君
水質管理課	副主幹兼浄水係長	菅原敏幸君
施設管理課	長寿命化事業推進室主査	鈴木伸司君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午前10時　　開議

○議長（阿部加代子君）　これより平成30年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は、11番千葉正男議員であります。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、５番明神キヨ子議員、６番廣野富男議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りといたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等５件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第４、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、９番今野裕文議員。

〔９番今野裕文君登壇〕

○９番（今野裕文君）　おはようございます。９番今野裕文でございます。さきに通告しております消防業務にかかわり、お尋ねをいたします。

この間の議会での議員と当局のやりとりの中で、現在一番疑問に考えておりますのは消防の立入検査、多分、予防査察と言われていると思いますが、立入検査のあり方についてであります。この立入検査を消防職員の時間外勤務を主に充てて行う旨の説明を受けていると思

うのでありますが、本来の業務であると思われる立入検査を専ら時間外勤務で遂行するやの答弁だったと思いますが、本来このようなことが許されるのかということであります。

今回の質問に先立ち、複数の分署を訪問させていただきました。また、消防本部の関係者からも実情を伺いました。まず、分署では、日勤者であります１人の分署長と24時間交代で行う１部７人編成、２部、いわゆる２チームで構成されているということであります。24時間勤務を15.5時間換算で週40時間労働となっているようであります。ポンプ車と救急車を同時運行できるよう、従前は５人が勤務する体制だったのが現在は地域の実情を考慮して４人体制の勤務になっているため、窮屈な体制になっているのではないかと思われます。４人なために、救急車が出動すればポンプ車が出られず、立入検査を行うとすればポンプ車に乗って出なければならないという説明もいただきました。大きな事故があれば、日勤者の分署長も災害現場に出動し､分署に鍵をかけ不在にすることもしばしばあるとのことでありました。なぜ分署になかなか電話がつながらないのかなという疑問が理解できました。

しかも、９月から10月まで新規採用の職員が消防本部付けで初任者研修を消防学校に派遣されて受けておりますので、人材が不足するため、本年度は新採用者が４人でありましたけれども、４つある分署から１人ずつ水沢消防本部にその分１人ずつ応援派遣をしている、こういうことでありました。ますます窮屈になっているようであります。この初任者研修が終わるころから各職員は上級者幹部科、火災調査科、救助科、初中級幹部科など、専科研修と呼ばれているようでありますが、この派遣が続き、慢性的に人員不足になっているようであります。その上に、１年かかる救急救命士養成研修にも職員を派遣しております。それでも水沢消防署や江刺消防署の職員よりは休みがとりやすいということで、水沢消防署や江刺消防署はもっと大変なことが推測されます。

このことから、家族のことなどで本当に休みたいときに休めないという悩みがあるかに伺いました。救急救命から水難救助まで従来の業務に比べ多様化、高度化しております。大きい消防本部であれば、専門に担当できるようでありますが、何でもこなさなければならない状況にあります。

ちなみに、水難救助の訓練も時間外に行われているようであります。他市に比べ、比較的各消防署、分署が近く、お互い連携しやすいこと、特殊な勤務形態だからできることだと思いますが、職員にとってはかなりの負担になっているのではないかと思います。

いろいろ調べておりましたら岩手県総務部総合防災室の発行している防災消防年報28年度版に重大な消防法令違反対象物の実情を示す統計が目にとまりました。当組合では、一体どうなっているのかなと思った次第であります。管理者は、本年度施政方針演述で、「防火対象物、危険物施設について査察計画に基づく立入検査を実施し、法令違反を覚知した場合、遅滞なく是正指導を行い、火災予防及び事故防止に努めてまいります」と述べております。私は、現状では無理ではないかと考えるものであります。少なくとも新規採用者の分は、警防要員定数から１年間除外し、その分余裕ある職員配置にすべきだと考えるものであります。

現在の消防職員の定数は170人で、現在の職員数と同数であります。したがって、条例定数の見直しも必要になります。今後５人退職する年も何回かあるようでありますので、もっと無理がかかりかねません。

そこで、お尋ねをいたします。まず、立入検査にかかわるお尋ねをいたします。議会の答弁では、立入検査の実施に当たり、時間外勤務をもって充てる旨の答弁があったと思いますが、その行われ方の実態についてお尋ねをいたします。

２つ目は、重大違反対象物について、その実態についてお尋ねをいたします。あわせて公共施設における重大違反対象物の実態と経過年数の実態についてお尋ねをいたします。

次に、勤務実態についてお尋ねをいたします。１つ目は、時間外勤務の実態についてお尋ねをいたします。２つ目は、有給休暇等の取得実態についてお尋ねをいたします。

３つ目は、消防分署、分遣所において施錠をし、不在になることがあるようですが、その実態についてお伺いいたします。

最後に、勤務実態から消防職員の増員をすべきと考えます。定数条例を見直し、消防職員をふやすべきと考えますが、その考えがないかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　今野裕文議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、１点目の立入検査についてお答えします。立入検査は、年度ごとに査察実施計画を定めて実施しており、平成29年度は1,141件を実施しました。立入検査に当たっては、検査の正確性を確保するため２名以上の職員で行うこととしております。また、勤務時間中は、火災、救急等の災害対応を優先する勤務体制としていることから、小隊編成を解かれてからの勤務時間外による検査の実施が多くなっております。なお、平成29年度中にこれらの勤務時間外で立入検査を実施した件数は1,141件のうち1,021件で、その割合は89.5％になります。

次に、重大違反対象物の実態についてでありますが、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災警報設備を設置しなければならない建物で、これら消防用施設、消防用設備などのいずれかが未設置である重大な消防法令違反のうち不特定多数の方が出入りする建物の違反件数は、奥州金ケ崎消防本部管内において９月１日現在で16件あります。また、工場や事務所など、立ち入りする方が限定されている建物の違反件数は、管内においては55件になります。このうち公共施設は２件あり、違反を確認してから９年と11年、それぞれ経過しております。なお、直近の立入検査において、いずれの公共施設も是正する意思を確認しております。

今後は、国からの求めもあり、不特定多数の方が出入りする建物などの重大な消防法令違反に関しては、公表する枠組みを構築していきたいと考えております。

次に、２件目の消防職員の勤務状況についてお答えをいたします。初めに、平成29年度の

時間外勤務については、管理職を除く消防職員１人当たりの年間平均時間数は126時間となっております。また、１カ月の時間外勤務最大時間数は48時間となっております。

次に、有給休暇等の取得状況についてでありますが、平成29年の年次休暇の取得日数は、消防職員全体で平均12.7日となっております。また、最大取得日数は37日と７時間で、最少はゼロとなっております。

次に、分署及び分遣所において施錠をし、職員が不在となることについてお答えをいたします。分署においては、火災、交通事故及び心肺停止状態の救急出場など、救命や火災危険の排除などが急務であるため、全ての職員が出場し、署所は不在となります。また、分遣所においては、３名勤務のため、火災事案があれば不在となります。なお、職員が不在となる場合は勤務中の旨、及び他用務への案内を含め、消防本部連絡先を玄関に表示しているほか、駆け込みの救急要請については直接署所から出動できる編成としております。平成29年度の不在回数は、分署、分遣所で約779回で、その内訳は前沢分署99回、金ケ崎分署128回、胆沢分署46回、衣川分署76回、江刺東分遣所430回となっております。

次に、３件目の消防職員の定数条例の見直しについてお答えをいたします。立入検査は、年間1,100件前後で、消防職員136人で割ると１人当たり年間８件程度となります。勤務時間外での対応となりますが、現状の170人体制で住民の安全安心の確保に万全を期してまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　今の答弁ですと、今の人員で十分できると、こういうお話だったように思います。

それで、少し詳しくお尋ねをいたしたいのですが、まず時間外勤務なのですが、200時間超えている人が７人ほどいらっしゃると思います。これらは、おおむね立入検査にかかわるものなのかどうか、お尋ねいたします。水沢消防署が５人、前沢と金ケ崎だと思いますが、１人ずついらっしゃるようですが、その点お尋ねをいたします。勤務状況からして、時間外の活用というのはやりやすいのだろうと思いますが、こういうことが公然と正常なこととして話されていいのかと、私はそこを非常に疑問に思うわけであります。その点、どのようにお考えなのか、あわせてお尋ねいたします。

もう一つは、重大違反対象物です。ちょっと年度が違うので、単純ではないと思いますが、それで今の答弁ですと区別がよくわかりませんでしたので、防災消防年報、消防庁で出しているものだと思ったら、下には岩手県の防災室になっていましたので、ちょっと私勘違いしていたのですが、盛岡消防署は特定防火対象物で重大違反対象物は２件だと。それは１年未満と１年から３年未満１件ずつだと、こういう状況であります。統計上の問題か、よくわかりませんけれども、20万人未満の消防本部については公表がされていないようであります。岩手県全体で重大違反対象物は93件が違反している。そのうち10年以上経過しているのが40だと、そういう統計が出ているようです。今の答弁は、室内消火栓と自動火災報知設備につい

てであります。ほぼもう10年と、そういうのが55件。そうしますと、この県の統計からすれば、ほとんどうちか、ということになるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。答弁では、９年と11年経過しているということなわけですが、その事情がわかりませんので、単純にそれが大きな問題として取り上げなければならないのかどうかはわかりませんが、私ら素人から見れば、それっておかしいのではないですかと、こういうふうにならざるを得ませんので、どうしてこういうことになっているのか改めてお尋ねをいたします。

改善の是正を求める、それには勧告とか命令とか、いろいろあると思うのですが、それは行政の手続でありますので、事務的に相当な負担を強いなければできないものではないのか。そういうときに、時間外だけでとは言いませんが、現状は本当に小さい物件しか時間外には行けないようですので、それを時間外に行うべきだと、それは雇う側としては無理な理論ではないのかと私は思いますが、その考え方についてお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　９番今野議員のご質問についてお答えいたします。

超過勤務の関係、１点目の年間200時間オーバーしている職員が７名、水沢５名、前沢２名という、これについての説明でございますが、救助訓練が主な時間数となってございます。救助訓練、署所隊員の訓練もございますし、消防本部全体でチーム編成しての訓練、そういった形の訓練もございますので、チーム編成がまさに１部、２部とありますから、合同でやった場合にどうしても勤務明けの職員、また正規の勤務職員で編成した形の訓練、そういった形で年間で200時間オーバーする職員が出てきたものでございます。

２点目の重大違反でございます。議員ご指摘の岩手県内93件、これは特定用途、いわゆる不特定多数の方が出入りする病院、大きなデパート、こういった形で自動火災報知設備、屋内消火栓設備、いずれかの設備が未設置、これを重大違反といいますので、それが県内で93件、うち盛岡消防本部２件、残りの11消防本部の中含めて93件ということでございます。

奥州金ケ崎につきましては、先ほど管理者から説明ございましたとおり16件ございます。これは、ことし９月１日現在の件数でございます。93件の報告した際は、25件ございました。25件のうち16件まで是正、これは自主的に対象物が是正したもの、あるいは消防法に基づいて指導、いわゆる警告、措置命令もあります。それで是正が進みまして、ことしの９月１日現在16件の数値となっております。

もう一つ、管理者から55件の報告がございました。これは、出入りする方が限定されている非特定防火対象物でございます。これは55件存在します。その55件の中に公共施設２件ございます。この２件については、是正するという意思の確認はしてございます。年数ですが、９年と11年、なぜ年数が長くなったか。それは、対象物側の都合もございますでしょう。違反になる経緯、経過と申しますか、１つは面積要件です。建物を建てた時点では、違反はございません。その後の使い勝手を考えて、隣の建物とつないで面積要件を超えてしまった、

これが１つでございます。もう一つは窓です。窓は、火災発生した場合の煙の逃げ場所と申しますか排煙、もう一つが避難、避難口にもなります。これまでに、また使い勝手でいろんな物件を置く。物件を置くと、煙の排出が悪い、あるいは避難口が塞がれてしまうという形で、どうしても消防違反、重大違反の分類に入ってしまう。私どもの査察においては、原状に戻してほしい、消防違反になります、そういう通知出しているものでございますが、なかなか真意が伝わらないと申しますか、重大さの説得に時間を要した形で９年、11年たったものでございますが、いずれも近々に解決するという回答を得ているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　まず、ちょっと細かいほうからですが、先ほど非特定は55件。私、29年度版はまだ出ていないのかな、よくわかりませんが、３つの設備のうち屋内消火栓、それから自動火災報知機で県内で231件、どういうふうに見るのかわかりませんけれども、重なっているのかもしれませんし、屋内消火栓設備が112件、それから自動火災報知設備で119件、10年超えているのが合わせて110件ほどあるのです。そのうち55件が当組合管内だと、こういう状況、時間のずれはあるのでしょうが、そういう実態なわけです。そういう中で、このまま推移していいということには多分ならないと私は思うのです。

それから、消防職員にとって訓練も本来の業務なのだと思うのですが、それを時間外でやらなければならない。全部だめだということを私はここから言うつもりはありませんけれども、いずれ今の状態では余りにもひどいのではないか。これからほぼ５年以内に５人退職される年が２回あります。その人たちの分を５人貸せとは言わないかもしれませんが、いずれ分署に頼らざるを得ないと、そういう状況になるのだと思います。初任者研修が９月までありますけれども、実際現場配置になるのは11月のようですので、それから専科と言われる研修がずっと続くし、救急救命士は１年間ですよね、あれ見ると。そういう状況の中で業務をやっていくためには、今の状態では問題なのではないかと私は思います。そういう点では、定数条例が170ですので、ふやすということは今の状態ではできませんので、登壇しても申し述べましたが、初任者研修に行く分、この分は警防要員から外すと。初任者研修終わって帰ってきたらば、それ以降については経験を踏んでもらう期間として現場に入ってもらって、その分で専科研修に別の職員が出られるようにすると、そういうふうにすべきではないかと私は思います。そのためには、定数の見直しをして、当面で言えば４人か５人は補充をすると、そうやって立入検査もできるだけ勤務内に、少なくとも消防力の整備指針で34条に言われている立入検査する人の要員も少なくとも１人は確保すると、そういう形で進めるべきではないかと、そういうふうに思います。その点、強く要望して質問を終わりたいと思いますので、管理者の答弁をお願いいたします。ぜひ検討してください。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　質問、議員がおっしゃることについては、よく理解したつもりで

ございますので、しっかり検討いたします。

○議長（阿部加代子君）　次に、２番高橋浩議員。

〔２番高橋浩君登壇〕

○２番（高橋浩君）　おはようございます。２番高橋浩でございます。まだまだ１年生で勉強不足なところ、未熟なところがございますが、何とぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

さきの通告に従いまして、私は災害等派遣職員の活動報告及び報告からのフィードバックと派遣隊員の手当について、育児、介護等、休暇取得に係る職場の環境について、消防職員の再雇用についてご質問いたします。

まずは、９月６日未明発生いたしました北海道胆振東部地震で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々、そしてご遺族の方々に心よりお悔やみを申し上げます。

私は、ことし６月、姉妹都市交流で厚真町に行き、宮坂町長を初め、職員の皆様と交流し、まさに大きな地すべりの発生した幌内地区を通り、上流のダムを視察してまいりました。被害状況が報道される都度、視察当日通ったときの幌内地区の様子や、宮坂町長や交流した皆さんのことを思い出し、心を痛めておりましたが、当日の議会会期中、朝、小沢管理者から当消防隊から８名の隊員が既に集合先の宮古港に出発したという連絡を受け、とても誇らしい気持ちを持ち、頑張ってきてほしいと感じた次第でございます。

そこで、表題１の１項目めといたしまして、派遣隊員の活動報告と報告からの行政へのフィードバックについてお尋ねいたします。具体的には、活動報告の現状、例えば活動報告の流れの現在のあり方、決裁や報告の流れについてお尋ねいたします。

さらに、当該報告からの消防本部及び行政へのフィードバック体制の現状と、その効果についてご質問をいたします。派遣される隊員の使命は、被災地における被災者の救援、救護、捜索活動などが主な活動と考えられます。しかしながら、私は、そのことも大切ではありますが、隊員みずからが直接被災地を見、被災地で活動すること、経験すること、被災直後の現場の空気感を体験することが最も重要であろうと考えます。派遣された隊員も緊張の中、被災地の救援活動で多くの体験をしたことと思います。その体験や経験は、隊員個人の経験にとどめることなく、広く共有すべきであり、その情報の一つ一つの蓄積が万が一の災害発生時に大きく役立つことと考えます。

そこで、フィードバック体制があるのか、もしあるとすればどのような体制をとっていらっしゃるのか、もし過去の派遣隊員の意見で改善した実績があれば、その実績の効果について２点お尋ねいたします。

２項目めについて、派遣隊員の手当の現状等についてお尋ねをいたします。具体的には、派遣隊員の手当の種類、支出元及び支給の現状をお尋ねいたします。被災地の救援救護という崇高な活動に手当の話はまことに恐縮ではございますが、派遣される隊員はもとより、そ

のご家族にとっても誇りであるとともに、行き先が被災地だけに食事、睡眠などなど、心配は尽きないものと考えられます。危険が伴う上に凄惨な現場であったり、悲しい現場であったり、悔しいこともあるでしょう。そのような現場に行ってもらうのですから、できる限りの手当はしてあげたいと考え、あえて質問いたしました。以上、表題１につきまして２項目３点を質問いたします。

続きまして、表題の２、育児、介護等休暇取得に係る行政組合職場環境についてご質問いたします。産休、育児、介護休暇等に向けた職場環境については、現在各方面で話題とされているところでございます。皆様もそれぞれ感じていらっしゃるように、時代は大きく変化してまいりました。昔の常識が場合によっては非常識と言われるような時代であり、過去には出産、育児は女性の仕事、ともすると親の介護は妻の務めと思っていたり、普通に言ったことが個人をひどく傷つけていたかもしれないことを思うと、私を含め、社会意識が未熟だったと考えざるを得ません。最近は、女性の社会進出もふえ、働き方改革やワーク・ライフ・バランスを言われる時代でございます。セクハラ、パワハラ等を初め、各種ハラスメントや、差別的な言動は避け、互いに個人を思いやる社会意識の醸成が求められる時代でございます。そのような時代を迎えた現代の職場においては、出産育児休暇は女性のみならず、男性でもとることが推奨される時代となりました。特にも少子高齢化が懸念される現代におきましては、安心して出産や育児ができる環境を整備することが急務であり、特にもこのような地方都市では重要な課題とも言えます。さらには、高齢化を迎え、介護などの休暇取得も必要になることが懸念されます。

そこで、当行政事務組合での産休、育児休暇、介護休暇等の取得の現状と、今後の対策等についてお尋ねをいたします。

続きまして、表題の３、消防職員の再雇用についてお尋ねをいたします。先ほど今野議員の質問にもありましたが、各種休暇等取得環境整備に向けた退職者等の活用についてご提案を申し上げます。質問といたしましては、１つ、職員数などの現状と今後の見通しについてお尋ねします。２、休暇取得等、職場環境整備対策の現状についてお尋ねいたします。３、退職者の再雇用の活用についてご提案をいたします。

具体的には、救命士のような有資格者であったり各種経験者を再雇用することで内勤者等をふやし、実働員を充実させるなど、退職者職員を再雇用することによって消防力の強化が図られるのではないかと考えます。

以上、３点を含めまして、本日の私の質問といたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　高橋浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、１件目の災害等派遣職員の活動報告などに関するご質問についてお答えをいたします。９月６日に発生した北海道胆振東部地震では、消防長官の出動の求めに基づき、当消

防本部から被災地であります北海道厚真町に緊急消防援助隊として２班８名を６日間にわたり派遣いたしました。派遣隊の活動につきましては、消防本部に警戒本部を設置し、現場からの報告を受け、即応できる体制をとっております。また、派遣終了後は消防本部の対応について検証会議を開催し、派遣隊員の知見を緊急消防援助隊の受援計画に反映させるなど、引き続き災害対応に万全を期してまいります。

構成市町へのフィードバック体制につきましても奥州市及び金ケ崎町の防災会議の委員として必要な情報を発信するなど、情報共有を図ってまいります。

次に、派遣職員の手当の状況についてでありますが、このたび緊急消防援助隊派遣隊員に対する手当につきましては、人命救助手当、時間外勤務手当及び旅費を支給しております。

なお、消防庁長官の求めに応じ、派遣した隊員の手当を含めた経費につきましては、応援を受けた被災市町村の負担となるところでありますが、全国市町村振興協会において応援派遣した市町村に対して交付金が交付されることとなっております。

次に、２件目の育児、介護などの休暇取得状況及び休暇取得に向けた職場環境の整備についてお答えをいたします。初めに、職員の産前産後休暇、育児休業、介護休暇の取得状況につきましては、平成29年度においては事務局職員はゼロ、消防職員は産前産後休暇が１名、育児休暇が１名となっております。平成30年度は事務局職員はゼロ、消防職員は３人が育児休業を取得していましたが、このうち２人が復職し、現時点で育児休業者は１名となっております。

休暇取得に向けた職場環境の整備につきましては、これまで仕事と育児、介護の両立を図るため、育児休業、介護休暇制度について条例改正を行い、休暇などを取得しやすい環境を整えてきております。また、育児休業者などの対応として、基本的には臨時的任用職員や非常勤職員による代替職員の確保、職場全体での業務分担、職員配置の工夫により対応することとしております。

次に、３件目の消防職員の再雇用についてお答えをいたします。初めに、消防職員の現状についてでありますが、平成30年４月１日現在、職員定数条例上の消防職員数170人に対し、消防職員の実数は170人、充足率は100％となっています。当消防本部では、１当直当たり７カ所の出動拠点に42名を勤務させ、出動可能小隊12個小隊の消防力としております。一たび火災が発生した場合には、この小隊、人員を有効に出動させ、火災延焼防止、早期鎮火、人命救助、救急救命に過不足なく従事させております。今後もこの消防力をもって、管内の安全安心の確保に努めてまいります。

次に、消防職員の休暇取得状況などについてでありますが、長期研修等により人員に不足が見込まれる場合には、補充配置を行い、休暇取得機会の確保に努め、また休暇の請求があった際は当直人員の補充などにより対応をしております。

次に、有資格者の退職者再雇用のご提案につきましては、豊富な知識、経験をもとに即戦力として活用が見込まれるなど、有益な面もある一方で、新たな職員を継続的に採用し、組

織の年齢構成バランスを保つことも大切であり、メリット、デメリットについてしっかりと比較検討してまいりたいと考えております。
○議長（阿部加代子君）　２番高橋浩議員。
○２番（高橋浩君）　どうもありがとうございました。ただいまの管理者のご答弁の中で、フィードバックの体制というご説明でございますけれども、何かちょっとフィードバックについては今後実施いたしますというようなご説明だったかと思うのでございますけれども、現状として、今までも今回の北海道の派遣のみならず、災害派遣は東日本大震災含め、数々多分あったことと思います。そのことをどうのこうのということではなくて、そのような報告、その時々の報告の流れというものが、例えば派遣隊員の長のような方がまとめるものなのか、それとも隊員全体から報告書を作成させていただいて、それをどなたかが消防本部等で取りまとめて、それを管理者のほうに上げるとか、何か多分、もちろん実施したという会議のほかにも報告はされていたかと思うのでございますけれども、その概要についてで構わないので、そういうことがどのように行われていたかと、それとそのフィードバック体制です。隊員個人個人が現場で、あっ、こうだったらよかったなとか、休憩する場所がちょっと狭かったとか、被災者の方にとても気を使わなければいけなくて休めなかったとか、そういう小さなことでもそういうことの積み重ねがまた何か当地で起こった災害のときの対応のとても大きな情報源になろうかと思います。そういうことを今までやっておられていたのかどうかを再度確認したいと思います。お願いいたします。
○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。
○消防長（阿部保之君）　２番高橋議員の質問にお答えしたいと思います。
　災害派遣につきましては、今回の緊急消防援助隊派遣、これは第１回目でございます。過去、平成23年の東日本大震災、おととしの岩泉の台風10号、去年の釜石大規模山林火災、これらは県内応援という形で災害派遣出動させているところでございます。派遣のくくりがちょっと違うだけで、実質は同じでございます。
　過去例の災害の派遣につきましては、毎日派遣隊の隊長から状況の報告、活動した隊員の健康状態を含めてですが、きちんと毎日定時連絡させており、またそれをいただいて、物件の不足は次の派遣、２次派遣、３次派遣において叶うようにしていると、そういったものでございます。そういった過去の派遣においては、要望あったのが情報伝達体制でございます。携帯電話がどうも通じがたいようだ、そういった場合は、すぐ衛星携帯を持たせてやる。あるいは食料です。当初計画しておりました缶詰、乾パン、即席麺、カップラーメンです。どうもこれでは力にならないということで、炊飯器、お米持たせた上でレトルトカレー、これが一番力になると、そういった形で要望もありましたので、それも即座に対応したものでございます。
　そういった中で、組織として、活動隊としての要望につきましては、派遣が完了した後の検討会議、検証会議、どうだったのだという形で組織として必要な物件、まさに今申しまし

た情報伝達ツールとしての衛星携帯電話、携帯無線機の充実強化、あるいは隊員一人一人の個々の細かいのでもレポートのあり方ということ、それはペーパーにまとめた形でこうではないか、ああではないか、緊急度、優先度を勘案しまして、必要なものが即座に、年度単位という形で充実強化を図ってまいりました。まさに議員おっしゃるとおり、行って活動する分のみならず、この奥州金ケ崎に災害発生してもそれは生かせる、応援に来ていただいた他県の消防隊に対しても経験は生きるという考えで整備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　２番高橋浩議員。

○２番（高橋浩君）　ありがとうございました。応援の求めというか、出動する要請の手順がちょっと違うというようなこともご確認いただきましたので、ありがとうございます。

それと、そのように検討会議等、検証会議等ですか、実施されまして、いろいろそういうデータが蓄積されて、食料の準備であったりとか、そういうところでもフィードバックされているというようなことをお聞きしまして、安心をいたしました。

ですが、先日の全協のときの報告でも時系列で多少簡単に出動の経緯についてご説明受けたところだったのですが、できればもうちょっと細かな、活動全体の全消防の活動人員とかではなくて、特にも当行政組合から出た派遣隊員のもうちょっと細かな活動であったり、何かそういうものについてももうちょっと細かくご説明があればよかったかなと思っております。

それで、またフィードバック体制の充実についてですが、今後ももっとたくさんの細かな点につきましても実績を、気がついたことを積み重ねていかれてもらいたいと思います。

それと、手当の充実の件でございますけれども、先ほど要請をした被災地からもいただくというようなことで、過日、先日ちょっと消防の方からお尋ねしたところでは基金のようなものから支出されるのだけれども、なかなか、もちろん被災地のほうからいただいたというふうなことはほとんどどこの隊もやっていらっしゃらない、ましてや全体の部分でも少ないお金なので、ちょっとそういうところも非常に難しい部分もあるというふうなお話もちらっと聞いて、確認はできなかったのですけれども、先ほど私のほうも説明しましたように、非常に危険を伴うようないろんな場面場面があったり、大変な思いをして来る方たちにできればきちんとした手当が渡るように何か方策等はないものでしょうか。その辺をもう一つお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　高橋議員に申し上げます。一般質問は、再質問３回なので、今１件目の再質問だと思いますが、２件目、３件目の再質問は大丈夫ですか。されるのであれば、まとめてお願いします。

○２番（高橋浩君）　失礼いたしました。ありがとうございます。それでは、ただいまの質問を再質問の１件といたしまして、それでは再質問の２件目といたしまして職場での各種休暇等の取得状況等ご説明いただきました。条例の改正等も含めまして、取得しやすくしてい

るというようなご回答を得たところではございますが、条例を改正したといたしましても正直言いまして現場ではチームであったり、いろいろな部分で職場でとりにくい、とりやすいというような、条例改正のみならず、現場の状況が非常に重い部分があるのかと考えます。そういうことで、ぜひ職員定数含めまして、職場の環境も含めて、今後とも休暇等の取得に環境改善されるように努力していただきたいと思います。今後のそういうその辺の見通しにつきまして、ご回答をお願いしたいと思います。

最後の３点目につきましては、再雇用のところでございます。いろいろと消防本部含め、いろいろとやはりこれからの当地域の防災であったり将来のことを考えてという組織づくりということもご説明を受けました。安定的な職員を採用してということもございます。ただ、そのことも必要だとは思いますけれども、退職年齢の65歳定着化ですとか、いろんな今後の年金の関係等々もございます。そのようなことも考えますと、せっかく資格のある方、そういう方たちが60歳、まだ元気なうちに退職されて何もしていないというようなことではちょっともったいないようなところもございます。そういうところもミックスして、活用しながら消防力の強化、そして安全安心の消防体制を整えるような方策をご検討いただけないか、改めてお願いとご質問をして私の質問といたします。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　質問にお答えいたします。

緊急消防援助隊の活動の報告につきまして、細かいところまで気が回らない形の報告になりまして申しわけございませんでした。追加の形になりますが、深夜の活動、奥州金ケ崎の消防も含めて岩手県隊が行ったと。それ以外、青森県隊、宮城県隊、加えて自衛隊等という活動でございます。自衛隊の重機で掘削して、ちょっとでも身の回り品、家具やら何やら衣服、見つけた場合はすぐ重機等をとめて、スコップ、手掘りでやる。この手掘りのチームを何班かに編成したそうです。10分間頑張ってやると。そうしたら、すぐその後に行って、10分交代でスタンバイさせていて、深夜の活動をしたという報告は受けてございます。そういった現場の苦労も含めた上で、今後議員の皆様、市民、町民の皆様にもわかりやすい報告の形、整えてまいりたいと考えるところでございます。

１点目の手当の充実につきましてでございますが、現行条例で確定している手当について、きちんとそれはお支払いしているところでございますが、さらに厚くというのは今後検討してまいりたいと考えるところでございます。

また、職員定数、休暇、休業の関係でございますが、消防隊、消防本部、救急車含めてでございますが、市民、町民の皆様の安心、安全、確実にするよう１つの車両に搭乗する人員定めてございます。そういった中で、職員に過度な負担にならぬよう、休暇がとりやすいようにという考えで170名の設定をしております。年間の休暇、これ週休は52週ございますが、104日、これは確実に休ませた上で年末年始、夏季休暇、年次有給休暇も11日から15日程度だろうという見込みのもと算定してございます。そういった中で、お子さん、子供のための休

暇、休業、あるいは家族、年老いたご家族の介護の関係で休みたいということも、もしあれば、それも人員のやりくりでできるような人数設定になってございますので、過度な負担にならぬよう設定しているつもりでございますが、さらに隅々まで目を行き届かせて、職員に過度な負担にならぬよう、休暇の申請の控えにならぬように職場運営してまいりたいと考えてございます。

３点目の再雇用につきましては、管理者答弁ございましたとおり、年齢構成のバランス、これも大事なファクターだと考えてございますので、比較検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前11時10分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

次に、３番千葉康弘議員。

〔３番千葉康弘君登壇〕

○３番（千葉康弘君）　３番千葉康弘です。私は、２点についてお尋ねいたします。

１点目がごみの減量化の取り組みについて質問いたします。ごみの減量化は、私たちの生活環境を守る上で一番に取り組まなければならない問題です。これは、私たちばかりでなく、地球規模の取り組みもすべきですが、まずは身近なところで考えていきたいと思います。当行政組合のごみの引き受け量を見ますと、毎年ふえ続けています。私たち一人一人が社会の責任としてごみの減量に取り組まなければなりません。ここ31年２月には、焼却炉の長寿命化工事のため１カ月の休炉というのがあります。

１点目、この機会に私たちはごみの減量化についてどう取り組むか、また減量の取り組みをどう行うか、住民の周知をどのように行っているのか質問いたします。

次に、構成団体、奥州市、金ケ崎ですが、それと当組合は、どのように減量化に向けて取り組んで協議されているのかお尋ねいたします。

３点目といたしまして、ごみの最終処分場から見て、奥州市、金ケ崎の最終処分場として前沢石田の処分場があります。これは、地域の住民の理解を得て利用していますが、これを長く利用するために今後どのように取り組まれるのかお尋ねいたします。以上、３点についてお尋ねいたします。

次に、消防査察の件についてお尋ねいたします。日ごろ消防活動に信頼と感謝しております。その上で、平成29年度は、28年に比べて焼失棟数、火災ですが、多くなっています。29年は31件、28年は27件でした。29年、亡くなった人は４名、けがをされた方が９名、合わせて死傷者数が13名となっています。28年度は、火災27件に対し、亡くなった方が１名、けがさ

れた方が２名、死傷者数が３名というふうになっています。これからますます寒くなり、火を使う機会がふえてきますが、私は次の２点についてお尋ねいたします。

１点目が誰もが使う機会があるホテルについて、査察はどのように行われているのか、利用者の安全を守るという点でお尋ねいたします。

２点目がグループホームの査察状況についてお尋ねいたします。高齢化、介護、特養の利用者というのが年々ふえていますが、その中で自立を目指すということでグループホーム、地域にも多くあります。ただ、その中で万一火災が発生したという場合ですと、利用者の安全を守る、これが一番の課題になるかと思います。これについてお尋ねいたします。

また、査察状況、査察に行きますと指導とか指示とかあると思いますが、その改善結果はどのようになっているのか、この３点についてお尋ねいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　千葉康弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、１件目のごみの減量化の取り組みについてであります。当組合では、地域住民への啓蒙活動として、胆江地区衛生センター等で施設見学において資料、チラシなどを使いながらごみの減量の呼びかけ、お願いを重ねてきているところであります。

また、啓蒙活動だけにはとどまらず、搬入されるごみの中のスチール缶、アルミ缶、段ボールなどの資源物の回収に努めており、これらリサイクルによるごみの減量化にも積極的に取り組んでおります。

さらに、ごみ焼却施設の基幹改良工事に伴い、来年２月に予定している30日間の休炉に向けた減量化への対策、行動につきましてもさまざまな取り組みを行っているところであります。なお、具体的な取り組みにつきましては、事務局長から答弁をいたさせます。

次に、組合の構成市町との協議、連携についてお答えします。ごみ焼却施設の基幹改良工事の実施に伴う休炉期間を乗り切るためには、ごみの受け入れ側である組合とごみの収集、搬入を行い、ごみ減量化に取り組む構成市町との連携、協力が欠かせないものであります。このことから、基幹改良工事の実施を見据え、ごみの減量化、休炉期間中のごみの排出抑制、住民周知の手法などについて、平成27年度から構成市町と協議を重ね、実施してきたところであります。

次に、現在の胆江地区最終処分場をできるだけ長く使用するための取り組みについてお答えをいたします。胆江地区最終処分場の整備につきましては、平成16年の最終処分場は共同設置とする旧胆江６市町村の合意から平成23年３月の供用開始まで７年以上の期間を要しております。議員ご指摘のとおり、施設設置箇所の周辺住民の方々との合意形成に最も時間が必要であったものであります。最終処分場の供用期間は、当初の予定から数年延び、平成41年度中頃まで使用できる見込みでありますが、できるだけ長く使用することが望まれておりま

す。将来を見据え、さらにごみ減量化に取り組んでいかなければなりません。このごみ減量化は、構成市町の取り組むべき事項であり、さまざまな取り組みを行っているところではありますが、組合といたしましてもごみ処理をする側の視点での取り組みが必要であると考えております。具体の取り組みについては、事務局長から答弁いたさせますが、今後も構成市町との連携を十分に図りながらごみ減量化を進め、最終処分場を少しでも長く使用できるよう体制を整えてまいります。

次に、２件目の消防査察についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、ホテルなどにおいて階段や廊下に障害物が置かれている場合、火災発生時に避難の障害になるおそれがあることから、避難経路を確保するよう指導を徹底しております。

グループホーム等については、運動機能や行動判断に支障のある方が利用する施設であることから、避難誘導がより重要な施設となるため、防火管理に関する規則が他の対象物に比べ厳しくなっております。また、常時閉鎖すべき防火戸が職員の使い勝手によりくさびどめをして常時開放状態となっている事例が散見されることから、その場でくさびどめを外すよう是正させております。さらに、必要な消防用設備が適正に設置され、維持管理されているか、厨房などの火器を使う場所の管理は適切かといった項目を検査しております。

ホテル、グループホームの重大な違反は、自動火災報知機設備の未設置を１件確認しており、是正するよう指導を継続しているところであります。その他、避難訓練の回数が不足する、非防炎物品の使用などの違反が認められる対象物に対しては、査察の都度指導をし、是正をお願いしているところであります。

査察を行う際の事前通告につきましては、消防法上、通告をすることなく立ち入ることができるため、通告なし、通告ありの２つの方法による査察を実施しているところでございます。

以下につきましては、事務局長より補足的にご説明を申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　私からは、来年２月に予定している30日間の休炉に向けたごみ減量化への取り組み等についてお答えをいたします。

ごみステーションで収集する家庭系ごみにつきましては、構成市町で開催する環境大会等でごみ焼却施設基幹改良工事のお知らせと休炉期間中のごみの排出抑制をお願いする具体的数値目標を記載したチラシの配布や看板等の掲示を行ったほか、広報及びホームページを通じてごみの減量化を呼びかけております。

また、商店、工場等の事業者が排出、搬入する事業系ごみにつきましては、奥州市、金ケ崎町の商工会議所等を通じ、ごみ減量化などをお願いするチラシを配布しております。さらに、事業系ごみに関しましては、排出抑制が休炉期間を乗り切るための重要事項であると考え、構成市町の環境担当部署の職員と組合職員が一緒に事業所を訪問し、ごみ減量化や休炉期間中のごみ排出抑制の要請を行っているところであります。

今後も休炉期間の開始までに奥州ＦＭでのＣＭ放送、新聞広告の掲載、工事見学会の開催などにより住民の皆様にお知らせをしながらごみの減量化や排出抑制に取り組んでまいります。

次に、胆江地区最終処分場をできるだけ長く使用するための取り組みについてでありますが、ごみの減量化に係る啓蒙活動や資源物の回収によるリサイクルに取り組み、最終処分場の埋め立て物の減量を図ってきたところであります。さらなるごみの減量化のため、今年度におきましては粗大ごみ処理施設に持ち込まれるものの中から再利用が可能な家具等を希望する方に無償でお譲りすることができるようリサイクル品の展示倉庫として活用するリサイクル資源物保管庫の建設に着工したところであります。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　ありがとうございます。ごみの問題ですけれども、これは市、町、一番が組合、これが今まで以上に本気になって取り組んでいただかないと、なかなか今までみたいな形でごみはふえ続けるのではないかということが心配されます。これは今までですと、失礼ですが、市とか町のほうから言われたのをやってきた形かと思うのですが、これは対等な立場という以上に、これぐらいやらなくてはだめだということで、一番の元締めになるかと思いますので、しっかり意思表示していただいて、減量化、数値目標を立てながらやっていただきたいなと思います。

今回ごみの焼却炉長寿命化ということで、79億9,000万円をかけて事業をされていますけれども、今まで以上に分別、リサイクルというようなことで減量を進めていただきたいなというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

あともう一点ですが、最終処分場、これは今まで以上に長く使うということが目標になるかと思いますので、そのためにも工夫しながらごみを減量していかなくてはならない。限られる資源、また財産的にも限られているわけですので、それを有効に使っていただくということでどのようにお考えになるのかお願いいたします。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　ごみの減量化につきましては、奥州市、金ケ崎町さんと一体となってこれまでも進めていたところでございます。特に今回の２月の30日間の休炉ということで、ごみをこの衛生センターで燃やすことができないという期間が生じておりますので、これにつきましては何とか乗り切る必要があるというふうに考えています。そのためには、やはりこれまで以上に奥州市さん、金ケ崎町さんとその力を携えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

そこで、当組合、一緒に検討した中では、目標数値１人１日60グラムという目標数値を掲げまして、市民、町民の皆さんにごみの減量化に取り組んでいただけるようお願いをしているところでございます。

最終処分場の延命につきましては、まさにごみの減量化そのものが延命化につながるもの

というふうに考えてございますので、延命化のためにもごみの減量化に取り組んでまいりたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　ありがとうございます。数値ということで、１人60グラム目標ということで出していただいていますが、この点がまだまだ周知、失礼ですが、周知が足りないのか、私が関心持たなくてやっていなかったのか、それもありますけれども、これはもっと大きな声で周知していただきまして、一人一人が責任あるのだということで住民の方々に減量していただくということを強く強く求めていただきたいなと思います。例えば近隣の市町村見ましてもごみは減量されているのです。去年よりは今年下がっているというのは数字出ていますので、その辺も加味しながら、ここの行政組合だけが高くなっているということありますので、そこは十分取り組みをお願いしたいなと思います。

あともう一点あります。消防査察関係なのですが、通告と、あと抜き打ちもやっているということですが、今年度抜き打ちには何件ぐらいあったのか、その点を教えていただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　ごみの減量化につきましては、さらに力を入れて住民の皆様に周知をさせていただきたいというふうに思ってございます。特に金ケ崎町さんの取り組みといたしましては、各ごみステーションにチラシというか、掲示物を掲示して周知をするということも伺ってございますので、そういうような取り組みを広めながら取り組んでまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　千葉議員の質問にお答えいたします。

無通告査察は、今年度ゼロでございます。

通告査察、無通告査察の区別でございますが、通告はあらかじめ連絡しまして、防火対象物の責任者の方、あるいは防火管理者の方の立ち会いを求めた上で査察員ともども確認して、こちらの是正してもらいたいことをきちんと伝えて、即座に是正してもらう、あるいは対象物等の必要な事項の説明をしながら、そういったものになります。

また、無通告査察は、議員ご指摘のとおり避難通路の物件存置、これはまさに火災発生した際には人命危険に直結するものでございますから、そういった場合は無通告査察する考えではありますが、今年度、前年度は無通告査察の件数はゼロでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　次に、５番明神キヨ子議員。

〔５番明神キヨ子君登壇〕

○５番（明神キヨ子君）　５番明神キヨ子です。さきに通告をしておりました消防士の心の

ケアについて、管理者にお伺いいたします。

このことにつきましては、本年７月25日開催の第４回全員協議会の際にもお話しさせていただきましたが、消防本部の皆様が不在でございましたので、改めて命と向き合う消防士に求められる心のケアについてお伺いいたします。

消防士は、あらゆる災害現場に出動し、市民や町民が一生遭遇することのないような悲惨な現場に日々出動しています。職務を通して、日常的にトラウマを引き起こすような出来事やフラッシュバックや悲惨なシーンの再現、睡眠障害があっても強さを求められるからこそ悩みを抱え込んでしまいやすいのが消防士なのだろうと推察されます。市民や町民から見れば、消防士は訓練されていて心構えを持っているだろうとか、強く冷静であってほしい、いざというときに頼れるといった期待や、また弱音を吐かないなど、常に強さを求められています。消防士は、市民や町民のヒーローであるからこそ心的ストレスを内に秘めてしまっているのではないかと思います。

また、ある女性消防士は、心肺停止状態の赤ん坊を搬送後、心的外傷後ストレス、いわゆるＰＴＳＤ傾向になった体験を消防職員の意見発表会で発表し、隊員が隠れた被災者にならないために隊員の心の傷や痛みにきちんと向き合うことが必要と訴えています。

そこで、消防隊員が火事や事故、災害等の苛酷な現場に身を置く日々の業務について、隊員の心のケアのためにどのような取り組みをしているのか、管理者のご所見をお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　明神キヨ子議員のご質問にお答えをいたします。

消防職員は、凄惨な災害現場活動に従事した場合、強い精神的ストレスによりＰＴＳＤ、心的外傷後ストレス障害を負うことがあります。消防職員のＰＴＳＤ対策は、現場活動終了後に隊員同士で活動の振り返りを行い、心情を吐露することでストレスを中和させる１次的ケアを実施しているほか、ＰＴＳＤ予防チェックリストを職員に配付し、自覚症状からの気づきを促すとともに、不調を申し出る隊員があった場合には迅速に産業医の面談を手配できる体制をとっております。また、総務省消防庁では、消防本部からの求めにより精神科医などの専門家を派遣し、対象職員のカウンセリングや消防本部に対し必要な助言、指導を行う緊急時メンタルサポートチームを運用しており、各消防本部において随時利用が可能となっております。

また、潜在的にストレス障害を抱えている可能性もあるため、ＰＴＳＤの事象にかかわらず、平成27年度から全職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス判定者には医師面談を推奨するなどの体制を整えて、その心的なケアに体制を整えているところであります。

以上であります。

○議長（阿部加代子君）　５番明神キヨ子議員。
○５番（明神キヨ子君）　さまざまな対策をとっていただいておること、本当にありがとうございます。
　ただ、職場内で自分の思い、現場へ行ったときの思いを吐露し合う、またＰＴＳＤの予防チェックリスト、そういったものについてはその場での自己終結ということで、やっていることは評価いたしますけれども、そのチェックリストについては余り効果がないのではないかなと思いました。
　東京都のあきる野市では、消防士が災害現場から救助する子供と自分の子供が重なったことで、この消防士が自殺を考えるほど悩み、このことが発端となって消防士にアンケート調査を実施したところ、６割が眠れないやフラッシュバックを経験し、７割が救急現場に行きたくないという結果が出たということでございます。人命救助にかかわる仕事がしたい、人を助けたい、そんな熱い思いを持って仕事をなさっている消防士の方々が眠れない、仕事が手につかないなどと悩んでいるのなら手を差し伸べてやらなければならないのではないでしょうか。そのためには、ぜひアンケート調査を実施していただきたいと思います。
　そのアンケートですが、対象者が偏ることがないように、より正確な実態調査や回収率向上のために、匿名での実施が効果的と思います。アンケートとあわせて相談窓口を設置することがより望ましいのではないかと思います。
　また、先ほどのご回答にもありましたけれども、アンケート以外にも安全管理士や産業医によるヒアリングも今後続けていただければと思いますが、ご所見をお伺いいたします。
○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。
○消防長（阿部保之君）　ご質問にお答えいたします。
　現在のところ心の不調を申し出る職員はおりませんが、潜在的ストレスを抱えている職員がいないか把握するため、全職員を対象とした惨事ストレス、ＰＴＳＤに関するアンケートを早速実施し、ベテランから若手まで、階級や職級にかかわらず、悩みを打ち明けられる環境づくりに努めたいと考えます。この惨事ストレス対策を含めましたメンタルヘルスケア、これにつきましては消防職員の任命権者としても最優先事項と捉えております。より一層職員の心のケアに傾注し、今後も引き続きＰＴＳＤを初め、メンタルケアに努め、万が一発生した場合には医師面談、緊急時にメンタルサポートのチーム派遣要請など、適時対応を努めていきたいと思います。
　そして、アンケートにつきましては、個々のプライバシーが守れるよう配慮した形で実施を考えてございます。
　以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　一般質問を終わります。
～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～
○議長（阿部加代子君）　日程第５、報告第１号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江

広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　報告第１号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　報告第１号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全性を判断するための指標で、この比率が経営健全化基準20％以上となった場合には経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められているものでありますが、平成29年度においては資金に不足が生じていないことから、比率の数値が出ておりませんことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　申しわけございません。今説明いただきましたけれども、この資金不足がないというようなことで報告あったのですけれども、たくさん資料いただいていますが、どの分で今説明されたのか、もう一度お願いいたします。

○議長（阿部加代子君）　暫時休憩いたします。

午前11時43分　休憩

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

午前11時48分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

３番千葉康弘議員のご質問等につきましては、後ほど事務局のほうから説明をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○３番（千葉康弘君）　はい。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。以上をもって報告第１号を終わります。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第６、議案第１号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般

会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

なお、以下議案第２号から第４号までにつきましても、同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第１号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。２ページ、３ページをお開き願います。今回の補正予算は、前年度繰越金の確定、異動等による職員手当等の増額、経年劣化による胆江地区広域火葬場さくらぎ苑及び胆江地区広域交流センターの修繕料の追加、経年劣化によるごみ焼却施設１号炉前壁部耐火物補強工事に係る工事請負費の追加等について所要の措置をするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,244万5,000円を追加し、補正後の予算総額を32億6,368万8,000円とするものであります。

４ページをお開き願います。第２表、債務負担行為補正であります。債務負担行為補正につきましては、再リースの契約の期限を迎える介護認定支援システムの更新整備事業を追加し、円滑なシステム移行を行うものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。８ページ、９ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、６款繰越金、１項繰越金は平成29年度決算の確定により9,244万5,000円を追加するものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出についてでありますが、２款総務費、１項総務管理費は、異動等による職員の人件費の増額等により247万6,000円を増額するものであります。

３款民生費、１項社会福祉費は、異動等による職員の人件費の減額等により88万8,000円を減額するものであります。

４款衛生費、１項保健衛生費は、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑のルーフヒーター、胆江地区広域交流センターの男子浴場回路機器等の経年劣化による修繕料の追加等が主な内容で、403万6,000円を増額するものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。２項清掃費は、経年劣化によるごみ焼却施設１号炉前壁部耐火物補強工事に係る工事請負費の追加等が主な内容で、372万1,000円を増額するものであります。

５款消防費は、異動等による職員の人件費の増額が主な内容で、１項総務管理費を3,792万4,000円増額、２項消防費を2,650万円減額するものであります。

14ページ、15ページをお開き願います。７款予備費は、歳入から歳出の経費に財源措置し

た残額7,167万6,000円を追加するもので、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　衛生費の清掃費にかかわって、何点かお尋ねいたします。

先ほどの一般質問にもありましたけれども、冬の休炉に当たって乗り切れる展望というのはまだ出ていないのですか。最初説明を受けたときは、十分可能だろうという話で伺ったような気がするのですが、あちこちで心配する声がありますので、どういう見通しを持っておられるのかお尋ねいたします。

それから、一般質問の話になると思うのですが、私ここに来ていつも思いますのは花木、剪定枝、それから草取りした後の草ですか、ああいうものがどんどん運び込まれておりますが、これらを燃やさないで処理することをやっているところというのはないのですか。私らにとっては資源なのですけれども、どうもよくわからないので、その点、検討なんかできないものなのかを含めて、燃やす必要ないのではないかと私なんか思いますけれども、どうなのか、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、ちょっとうわさで公務災害だか労災だかよくわかりませんが、何件か発生しているというふうにお伺いしておりますが、その状況についてお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　今野議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目でございますが、来年２月に30日間の休炉期間におけるごみの搬入量が乗り越えられるのか、展望はどうなのかということでございます。前回も報告をさせていただきましたが、今度の２月の30日間で2,600トンほどのごみが入るというふうに最初は設定してございます。こちらにつきましては、過去５年間で最も多かった年の搬入量、それを基準に対策を検討してまいったものでございます。以前報告いたしました時点と今現在、もう少しごみが減ればいい、減らす必要があるという量、そちらにつきましては今のところ見通しの変更ということは行っておりません。

ただし、先ほど事務局長のほうからもご答弁申し上げましたが、今後重要な部分である事業系のごみを減量するために、構成市町の職員と一緒に事業所をしらみつぶしと申しますか、重点的に回っていきたいなと思ってございますし、あとは構成市町のほうとＣＭ放送、コマーシャル、そういったものを通じまして減量を呼びかけていって達成したいなというふうにも考えてございます。それでもなお量が達せられない、そういった場合には新たに現在ごみを収容してございますごみピットというところがございますが、そちらのほうのプラットホームの扉のほうを停止しまして、一時期とは思いますけれども、ごみピットの中にためたい、

その中で保管しておきたいというふうに考えているところでございます。

２点目でございますが、剪定枝、草の件、燃やさないでやっているところないかということでございますが、こちらにつきましては私どものほうでもその対策を考えなければいけない、もしくは他団体の状況を聞き取りし、調査しなければいけないというふうには考えてございます。以前でございますが、一関でありましたか、宮城県の県北でございましたか、こういったものを堆肥化して、そして頒布しているという情報もあったのでございますが、その後原発事故の関係ございまして、放射性物質も入っていてやめたという話を聞いたように記憶してございます。その後のちょっと調査してございません。いずれ今現在剪定枝、草の件、こちらにつきましてはかなりの量が入っているものでございます。その中の放射性物質、大分下がってはきておりますけれども、まだ含んでございますし、焼却灰のほうにもまだ出ている状況でございますので、これがもっと下がって、他団体の調査をしながら何か工夫できるところ、もしくはその堆肥化できるようなところ、そういうところがあるかどうか、これから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

あと公務災害の件でございますが、ございました。まず、職員でございますけれども、採用２年目の職員が機械の点検終わって試運転といいますか、そういったときに手袋を挟まれまして指先５ミリほどを持っていかれたと、そういった事故がございました。そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　奥州市でもごみがふえている。その主要なものは、実態はわかりませんが、枝、花木類が多いよとお話を伺っております。結構そこに立って見ていると次々と来るのです。ごみの減量化が叫ばれている中に、どういうことなのかなと思っておりますが、放射線のことが全く頭にありませんでしたので、単純でないということはわかりました。いずれ検討が必要でないかというふうに思いますので、その辺、検討をお願いしたいというふうに思います。その点、ご回答いただきたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　今野議員ご指摘のとおり、一般家庭ごみが数字上、下がったとしてもこういった草木の関連、それらが家庭ごみの減量部分を上回ったとすれば、結局はごみが減っていない、ごみピットに入っているごみとしての量は変わらないものでございます。先ほど申し上げましたけれども、放射性物質、これが入っていることによってお持ちになられる方もいらっしゃるかと思いますので、そのあたり運び込まれる方、また運んでくる場所のごみといいますか、草木、そちらを再度調査しながら他団体の例等も調査して、今後どういった対応ができるのか、組合だけではなく、構成市町と協力しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

１時まで昼の休憩とさせていただきます。

午後零時02分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後１時00分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第７、議案第２号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第２号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出において入札減による委託料の減、中間塩素混和池攪拌機、水質監視支援装置等の補修による修繕費の増、異動等による人件費の増、資本的支出においてダム建設負担金還付に伴う繰上償還による企業債償還の増について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の１ページをお開きください。第２条の収益的支出の補正でありますが、第１款水道用水供給事業費用を20万9,000円増額し、総額５億786万6,000円とするものであります。内訳でありますが、第１項営業費用を20万9,000円増額するものであります。

第３条の資本的支出の補正でありますが、第１款資本的支出を243万6,000円増額し、総額３億5,662万5,000円とするものであります。内訳でありますが、第３項企業債償還金を243万6,000円増額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第８、議案第３号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第３号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊決算書の１ページ、２ページをお開き願います。歳入総額は30億8,780万1,278円、歳出総額は29億7,405万6,266円、歳入歳出差し引き残額は１億1,374万5,012円であります。

３ページ、４ページをお開き願います。最初に、歳入の状況でありますが、収入済額、１款分担金及び負担金26億4,053万8,672円、２款使用料及び手数料３億1,345万1,425円、３款国庫支出金2,113万2,103円、４款財産収入992万1,912円、６款繰越金8,362万749円、７款諸収入1,913万6,417円であります。

次に、５ページ、６ページをお開き願います。歳出の状況でありますが、支出済額、１款議会費191万6,699円、２款総務費１億32万3,063円、３款民生費3,603万5,141円、４款衛生費10億5,204万985円、５款消防費16億6,444万7,504円、６款公債費１億1,929万2,874円であります。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。９ページ、10ページをお開き願います。１款分担金及び負担金、１項分担金は、構成市町からの分担金26億4,053万8,672円であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は7,303万2,909円で、休日及び夜間診療所の診療収入、広域火葬場、広域交流センターの使用料であります。

11ページ、12ページをお開き願います。２項手数料は２億4,041万8,516円で、衛生センターのごみ及びし尿処理手数料が主なものであります。

３款国庫支出金は2,113万2,103円で、農林業系廃棄物の処理による国庫補助金、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金、災害対応特殊救急自動車整備に係る国庫補助金が主なものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。４款財産収入、１項財産運用収入は58万197円で、主に衛生センターの敷地貸し付けによる行政財産使用料であります。２項財産売払収入は934万

1,715円で、粗大ごみの処理等により生じる鉄くず売払収入が主なものであります。

６款繰越金は8,362万749円で、平成28年度からの繰越金であります。

７款諸収入、１項預金利子は１万2,181円であります。２項雑入は1,912万4,236円で、岩手県防災航空隊派遣職員負担金、高速道路からの搬入ごみ処理量、高速道路における救急業務に係る支弁金、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金が主なものであります。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は191万6,699円であります。

２款総務費、１項総務管理費は１億６万688円であります。

23ページ、24ページをお開き願います。２項監査委員費は26万2,375円であります。

３款民生費、１項社会福祉費は3,603万5,141円で、介護認定審査会の運営費等であります。

25ページ、26ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億5,644万768円で、休日及び夜間診療所、広域火葬場、広域交流センターの管理運営費が主なものであります。

33ページ、34ページをお開き願います。２項清掃費は８億9,560万217円で、衛生センターのごみ処理施設及びし尿処理施設、最終処分場の施設に係る管理運営費のほか、ごみ焼却施設の長寿命化に関する経費が主なものであります。

45ページ、46ページをお開き願います。５款消防費、１項総務管理費は２億5,573万7,567円で、消防本部職員の人件費が主なものであります。

49ページ、50ページをお開き願います。２項消防費は14億870万9,937円で、消防署、分署等における人件費及び消防業務に係る経費のほか、水沢消防署庁舎の空調設備、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新に係る経費が主なものであります。

53ページ、54ページをお開き願います。６款公債費、１項公債費は１億1,929万2,874円で、衛生債及び消防債の元利償還金であります。

55ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。５、実質収支額は１億1,374万5,000円であります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　14ページなのですけれども、14ページ、４款、２項目ありますけれども、鉄くず売払収入ということで843万幾らというふうにあります。この金額というのは、例えば近隣の市町村に比べましてどのようなのか、もしもわかれば教えていただければと思います。

次に、平成29年度主要施策の成果に関する報告というのがありますが、この中の24ページになります。し尿処理費の一番下の部分にありますが、24ページ、一番下にあります。脱水

汚泥肥料ということで29年度2,191袋、これ配布しているということですけれども、これは安全確認されているものを配布しているわけですので、もう少し周知されて、みんなで利用できるような形にしたらいいのでないかということがありますので、その辺お尋ねしたいと思います。

以上であります。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　ご質問にお答えしたいと思います。

決算書の部分鉄くずの売り払い840万円ほどということでございまして、質問の内容につきましては近隣市町村と比較してどうなのかということでございますが、近隣市町村と比較した資料、手元にございませんし、北上地区といいますか、岩手中部という一部事務組合なのですけれども、そちらにおきましてはこういった鉄くず、粗大ごみというか、そういう部分を処理して鉄くず、そういった施設はございません。あくまでも焼却処理施設でございまして、隣の北上市、花巻、遠野、西和賀町でやっているところでございますけれども、それぞれの鉄くずのリサイクルという部分は市町村でやってございます。一関のほうにつきましては、大東清掃センター、一関清掃センターでそれぞれやっておりますが、そちらのほうの詳細なデータにつきましては照会したことございませんので、この後問い合わせ等をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　議員のご質問にお答えいたします。

24ページのし尿処理施設の脱水汚泥肥料の部分についてのご質問でございました。こちらにつきましては、周知の状況が不足しているのではないかというようなご指摘であったと思います。過去に最大汚泥肥料頒布数量につきましては、平成13年度に１万8,080袋、およそ270トン程度を頒布実績がございます。しかし、29年度では、頒布実績が2,191袋と減少しているところでございます。減少の要因につきましては、やはり平成23年の福島の原発事故の影響により頒布の自粛をした経過が想定されてございます。頒布の再開を26年11月から行っているわけですけれども、その周知の部分、昨年度も組合の広報紙面上で記事の掲載及び当組合の掲示について搬入される方々へ見える場所へのチラシ、それからホームページの掲載という部分で周知をし、広く農地還元できるように対応を今後も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　ありがとうございます。今鉄くずということで質問させていただきましたが、これは大事な、本当に資源になるといいますか、この中にお金が隠れているのではないかと思いますので、ぜひぜひ例えば一関地域でも参考にしていただいて、どんな形し

ているのか調べていただいて、もし利益上がるようでしたらそういうのをまねしていただくということでやっていただければなということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　議員ご指摘のとおり、鉄くず収入、この年度につきましては約840万円ということでございます。過去には、1,000万円超した時期もございます。貴重な組合の自主財源でございますので、一関にとどまらず、県内、県外につきましても調査しまして、これだというそういった具体のよい例がありましたら、そういったものを参考にしながら改善していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　６番廣野富男議員。

○６番（廣野富男君）　29年度主要施策の成果に関する報告書の８ページと９ページ、衛生費、保健衛生費の診療所費の部分についてお伺いをいたします。

前回の22日にいただいた全員協議会の資料を見ながら感じた点がありましたので、何点かお尋ねをしたいと思います。休日診療所と夜間診療所と組合では扱っているわけでありますが、ここ数年の利用者の推移、どのようになって、ふえているのか減っているのか、その状況をお伺いしたいと思いますし、利用状況を見ますと大半は水沢で、あとは10％前後の利用状況なのですが、これは人口比率と大体同じような利用割合になっているのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。中には、市外の利用をされている方々もいるようでありますが、これは休日、夜間含めてです。この主な地域というのは、どこら辺、隣の北上なのか一関なのか、その方々が当組合の診療所を使う理由は急患だからだとは思うのですが、とりわけそれ以外の理由で当診療所を使っている理由がもしあれば、お尋ねをしたいと思います。

それと、診療所運営委員会がそれぞれ９月と１月に開催されているようでありますが、委員会でも当診療所運営に際しての意見、要望等が29年度、どのようなものがあったのか、その点、お伺いをいたします。

○議長（阿部加代子君）　及川企画総務課長。

○企画総務課長（及川勝博君）　廣野議員のご質問にお答えいたします。

１点目の診療所の利用者の推移ということですが、まず初めに休日診療所の部分になりますが、ここ数年ということで平成27年からちょっと数字を申し上げますと、平成27年では1,932人、平成28年度では2,074人、平成29年度では2,157人と、ここ数年では伸びてきているという部分になります。この伸びというものは、休日診療所という部分の周知が出てきたものもあるのですが、ここ数年やっぱりインフルエンザの患者さんが多く出ているということで、その部分での受診ということで伸びてきているという状況でございます。

続きまして、夜間診療です。こちらについては、平成27年度に奥州市から組合へ移管があった部分でございます。平成27年度の患者数ですが、1,729人、平成28年度が1,996人、平成29年

度が2,186人、こちらのほうも年々増加しているという状況でございます。原因については、休日診療所同様、周知がなされてきているということもございますし、やっぱりインフルエンザの影響というものも大きい部分ではございます。

２点目の利用の割合ですが、平成29年度の割合です。人口割合としまして、奥州市が88.28%、金ケ崎町が11.72%でございます。夜間診療所の受診者の率といたしまして奥州市が91.55%、金ケ崎が8.45%ということで、夜間診療に関しては人口割より奥州市さんのほうがちょっと多い受診割合となっております。休日診療所の受診割合が奥州市が89.75%、金ケ崎町が10.25%ということで、こちらのほうは大体人口比率と同様というような状況でございます。

続きまして、市外の方々の利用の部分になります。議員がご質問になったとおり、近隣の北上市、一関地区の患者さんが多いという部分もございますし、ましてあと県外からの受診者も中にはいます。県外の受診というのは、やっぱり長期休業、要は夏休みとか冬休みの部分でこちらのほうに帰省して、そのときにちょっと体調を崩したというところでの受診という部分が考えられます。29年度の受診の割合ですが、夜間診療所においては3.6%、休日診療所においては5.5%の割合での管内の受診者という状況でございます。

運営委員会での主な要望、意見は出されていませんかということで、こちらですが、今年度８月20日に１回目の診療所の運営委員会を開催してございます。その中で、委員から出されたのは、やはり年々インフルエンザの患者数が多くなってきておりますので、それに対する看護師、事務員の増員体制を整えてほしいというご要望がございましたので、そちらについては本年度ももうインフルエンザのニュースも流れてきている部分はございますので、そういった部分の対応はしていきたいと考えてございます。

以上となります。

○議長（阿部加代子君）　６番廣野富男議員。

○６番（廣野富男君）　ありがとうございました。先般いただいた診療所の利用状況で診療科目別利用状況を見ますと、これは休日診療ですと小児科が49.9%、夜間診療ですと72.2%ということで、小児科の受診率といいますか、利用がかなり高いというふうに見受けられるのですが、夜間あるいは休日診療に直接かかわるのかちょっと疑問なのでありますが、きょうも胆日でしたか岩日の新聞には載っておったのですけれども、総合水沢病院の院長さん、半井先生でありますが、小児科を担当しているわけでありますが、この水病の院長さんの退職に伴って、当組合で運営しております診療所、とりわけ小児科等々の受診に特段影響があるのかないのか。恐らく個人、医師会に依頼しているものですから、水病さんに直接かかわるかどうかわかりませんが、もし答えられる範囲で結構でございますので、質問して終わります。

○議長（阿部加代子君）　及川企画総務課長。

○企画総務課長（及川勝博君）　ご質問にお答えいたします。

水沢病院長の退職に伴う小児科の部分に診療所の運営、影響あるのかという部分ですが、

当診療所、主に小児科を標榜しているのは夜間診療の部分になるのですが、こちらにおいては管内の初期医療という役割がございますので、もし水沢病院のみならず、かかりつけ医でやっぱり夜間、休日診療、ともに閉じているという時間外の対応は今までどおり対応していくというようなことで考えてございます。こちらのほうに照会とか、そういうのはちょっと実際ないのかなということがございますので、もしそういった患者さんが夜とか夜間で体調崩されて、どうしても診察を受けたいということについては夜間診療所でも受診は対応するというような形で考えてございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり認定することに決しました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第９、議案第４号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第４号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算状況についてご説明申し上げます。別冊の決算書１ページ、２ページをお開き願います。収益的収入及び支出の状況でありますが、水道用水供給事業収益は営業収益４億2,969万3,478円、営業外収益8,221万3,294円、特別利益77万1,412円で、総額５億1,267万8,184円であります。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用４億525万2,997円、営業外費用9,000万9,094円で、総額４億9,526万2,091円であります。

５ページをお開き願います。この結果、平成29年度は1,741万6,093円の純利益が生じております。

ページが戻りますが、３ページ、４ページをお開き願います。資本的収入及び支出の状況でありますが、資本的収入は企業債１億2,190万円であります。

次に、資本的支出は、創設事業費3,288万3,393円、企業債償還金２億7,694万9,065円で、総額３億983万2,458円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億8,793万2,458円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、８ページをお開き願います。剰余金処分計算書案であります。平成29年度末の未処分利益剰余金は５億3,301万7,968円で、その内訳は平成29年度の純利益1,741万6,093円、地方公営企業会計基準の見直しによる移行処理により生じた平成25年度以前の長期前受金収益化額等５億1,560万1,875円であります。

毎事業年度生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、平成29年度の純利益1,741万6,093円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

なお、会計基準の見直しにより生じた５億1,560万1,875円につきましては、従前資本剰余金に整理していた額の一部を利益剰余金に振りかえたものであり、現金としてあるというものではありません。

12ページをお開き願います。水道用水供給事業の概況ですが、平成29年度は水道用水供給料金改定の年度でありましたが、試算料金と現行料金の比較検討を行った結果、収益の増加が見込まれることから、平成31年まで現行料金を据え置くこととなりました。

また、懸案事項でありました天日乾燥床汚泥の処理処分については、汚泥を少量ずつ乾燥させながら排出を繰り返した結果、当初予算より約4,000万円の経費を削減することができました。

水道用水供給の状況につきましては、奥州市内７カ所の受水池へ供給し、年間供給水量は354万7,338立方メートル、平成28年度と比較して１万3,515立方メートルの増、年間総有収水量は348万6,491立方メートル、前年度比6,715立方メートルの増となっております。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決及び認定賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　今12ページ、説明いただきました。あと平成29年度の広域水道用水供給事業会計の決算意見書というのはありますけれども、この12ページ見ながら話したいと思いますけれども、今回も健全経営に努めていると。また、29年度は、用水供給料金を改定しないということで、利益が出るので、改定しないということで出ていますけれども、健全経営、健全経営という形で言われています。ただし、その中で問題が隠れているのではないかと思いまして、私は会計のことはわからないのですが、もしこういう形で毎年毎年健全経営してきたのであれば、今までどおりその形で健全経営だとしたならば、これから出てくる未稼働資産というようなことで97億5,000万円という形は出てこなかったのではないかと思いますが、これは問題が隠れているような感じがしますので、この責任というのはしっかり反省いただかないとならないというふうに思います。これは、事務組合でもありますし、あと

管理者、あと副管理者ということでいらっしゃいますので、その辺で猛省していただくということで、健全経営という名のもとで未稼働資産があるということは不自然ではないかなと思いますので、その辺をお考えいただきたいと思います。

あと今のやっている形ですと、借金は借金で返すというような形でされていますので、やはり問題はしっかり見詰めまして早目早目に手を打っていただいて、経営に心配ないような形、皆さんに迷惑かけないような形でやっていただくのが一番ではないかなと思います。これは、一番携わっている事務組合は一番今までわかっていたと思いますし、歴代の首長さん方も当然わかっているわけですので、その辺での先行き次第ですぐ実行していただくというのが一番かなと思いますので、意見を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　質疑ですね。質疑ということで。

○３番（千葉康弘君）　質問ということで。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　おっしゃられていることについては理解しますけれども、極めて難しい問題があります。我々は、今ここでお諮りをしているのは、広域行政組合としての会計をご審査いただいているということであります。胆沢ダムができ上がるときに、日量４万3,000立米の水を買っていただくというよりも、買うので、供給元である組合がその設備をしなさいということで構成６市町村から指示を受け、我々とすればそれを実行してきたということになるわけであります。その意味において、未稼働資産があるというふうな部分は、組合の責任ではないとも言えるわけです。約束された部分をつくりました。約束されたとおり構成市町に買っていただきたい。でも、いろいろな状況の中で、構成市町は買うことができないということであります。

なお、今の浄水場については、100％でき上がっているものではなく、建設途上であります。今お話ししているのは、あくまでも組合の事業管理者として話しています。とすれば、でき上がっていないとすれば、事業費を求めるために借り入れを起こす、そしてその事業費に投入をしていくというふうな形からすれば、建設仮勘定という勘定の仕方自体は、これは合法であります。まだ建設が完了していないわけですから。そのプロセスにおいて、通常の会計原則にのっとって会計をした場合には、このような形になりますということを出しているわけでありますが、これをいつまでも先送りすることができないというふうに私、あるいは副管理者も含めて、ここで何らかの決断をしようということを数年前から始めたわけでございます。その一端を担っていると言えば、そのとおりでありますが、この分はダムが建設されたときから発生している分で、３番議員おっしゃるとおり、歴代の首長さん、１人ではなく多数の首長さん、そしてそれを許した議会というか、ご承認をした、全員ではないかもしれません。これは危ないのだと言って言い続けた方もいらっしゃると思いますけれども、いずれ民主的な手続にのっとって進められてきた部分であります。

ですから、原因としてでき上がった部分、これを反省しないなどということは一切申し上

げませんけれども、どちらかといえばこれからどうするのだ、それも利用者に大きな負担をかけずにどのように解決をしていくのだということにまずは全精力を投入しなければならない。また、全員協議会等々でお話ししているとおり、まずはこの30年度において返済のスキーム等を決めて、利息を払うためにまた借り入れを起こすというようなことがないようにするためにどうすればいいかということは、組合では既に検討を始めておりますので、この部分については今の現状はつまびらかに開示をし、そして解決の方法についてはどうあればいいのかということについてもいろいろと我々として検討したことを議会にお諮りし、そしてその内容で了となれば、その方向で解決をしていくということになると思います。

言えば、この原因をこれ以上先送りできないといった責任者というか、言えばその方、議会も含めてでありますけれども、その方だけが要するにその原因をつまびらかにした人が悪い人だということは私は言えない。ですから、この問題は、私も、そして議員さん方も、そして構成市町の首長も、そして構成市町の議会も含めて、極力みんなで知恵を出し合って、最も胆江広域の住民、市民、町民にとってベストな選択を現状の中で考え出すということが何よりも求められているというふうに私としては強い覚悟を持って今後ともこの問題解決のために精力的に努力してまいりたいと考えているところでありますので、ぜひ３番議員、皆様も含めてご理解とご協力、そして検討に対するさまざまな角度からのご提言を頂戴できればと願うところでございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　12ページの天日乾燥床についてお尋ねします。

28年度、29年度は、初めて処理するということだったと思いますけれども、これを見ますと問題はないということになりますが、今後の処理はどういうふうに見通されるのか、ずっと少量ずつ処理しなければならないのか、それから得られた知見というのはどういうものなのかお尋ねします。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　今野議員のご質問にお答えいたします。

天日乾燥床の今後の処理の見通しということでございます。今後も少量ずつ乾燥をしながら継続するのかという部分でございますが、少量ずつ乾燥して排出をいたしました29年度分につきましては、それ以前に天日乾燥床に張り込んだ汚泥の処分ということでございまして、29年度の処理といたしましては以前の処理を含めて少しずつ乾燥させて進めていったものでありまして、現状の天日乾燥床の状態につきましては天日乾燥床に張り込む汚泥の量を以前と比べましてより濃度が高い部分で張り込みをし、その期間を明確に定めております。張り込みの期間を３カ月ということで、張り込む量を決めた上で天日乾燥床に係る負荷を低減する対策をしてございますので、その部分については天日乾燥床は今後も継続的に安定した形で処理ができていくものというふうに思ってございます。

それから、天日乾燥床の汚泥の乾燥に対する知見という部分でございますけれども、天日

乾燥床の汚泥の乾燥を阻害する要因といたしまして、浄水処理工程で使っております凝集剤、パックと呼ばれる凝集剤ですけれども、この凝集剤の量を多く添加をすると、乾燥が進みにくい汚泥となるという部分で得られたものでございます。この部分について、パックの使用量につきましては浄水処理の中で安定した、より安全な水をということで少し多く注入をしていたことが原因となってございますので、より適正に、経済的に注入をすることで汚泥の乾燥の度合いにもよい影響が出るというふうに考えてございますので、パックの注入量について従前よりは少量の注入で済んだ浄水処理をしているという形で知見が得られたものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　そうしますと、いっぱいになるまでストックしないで、３分の１サイクルで処理していくということですか。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　そのとおりでございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。大変お疲れさまでした。

午後１時46分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成30年10月26日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　阿　部　　加代子

５　番　　明　神　　キヨ子

６　番　　廣　野　　富　男